

井原市発注工事における一次下請人の社会保険等加入建設業者の限定について

平成31年3月29日

井原市では、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、井原市発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、元請負人及び一次下請負人を社会保険等加入業者（社会保険等の加入が義務付けられていない業者を含む。）に限定する取り組みを平成27年4月から順次実施しています。

その中で、「下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になるものに限る。」としておりました、一次下請負人を社会保険等加入業者に限定する取り組みを拡大し全ての工事において実施することとしました。

1. 元請負人を社会保険等加入建設業者に限定（既に実施している内容）

平成27年4月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う工事から、以下に定める届出の義務を履行していない建設業許可を有する建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）については、契約の相手方としないこととします。

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2. 一次下請負人を社会保険等加入建設業者に限定（平成31年4月1日から実施する内容）

平成31年4月1日以降に契約締結する工事において、受注者は原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととします。

（1）社会保険等未加入建設業者の確認方法等

受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類により確認を行います。

（2）違反した受注者へのペナルティー

違反した受注者に対しては、下記のペナルティーを課します。

1）下請契約の請負代金に応じた制裁金

受注者が社会保険等未加入建設業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額を請求します。

2) 指名停止等の措置

井原市入札等参加資格停止要領に基づく、指名停止等の措置を行います。

(3) 社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

発注者が指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出し、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別な事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者がさらに指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入することを条件として、例外的に認められます。

また、特別な事情が存在すると発注者が認める場合とは、井原市が設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要される工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

なお、以下の場合は、「特別な事情」に該当しません。

- 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

【問い合わせ先】

井原市役所 総務部財政課契約管理係
TEL: 0866-62-9507